

県版ステージ2「感染注意」における対応

区域	栃木県全域
期間	令和3(2021)年10月15日(金)～10月30日(土)

県民に対する協力要請

【特措法第24条第9項】

～日常生活～

- ・ 基本的な感染対策の徹底

「3密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」それぞれについて回避
「新しい生活様式」(人と人との距離の確保・マスクの着用・手洗い・換気等)の実践
感染リスクが高まる「5つの場面」(大人数(5人以上)や長時間におよぶ飲食等)の回避

～都道府県間の移動～

- ・ 日常生活同様の基本的な感染対策を徹底した上での行動
- ・ 感染拡大地域への不要不急の移動は極力控える

飲食は
「とちまる安心認証店」で！



事業者に対する協力要請【特措法第24条第9項】

- ・テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施
- ・感染拡大防止のための適切な取組の実施
 - 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加 等
 - 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避
 - 大人数(5人以上)や長時間におよぶ飲食
 - 居場所の切り替わり(休憩室・更衣室・喫煙室等)に注意する 等
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施

「会話する＝マスクする」運動 (特に会食の場における適切なマスク着用)

カ イ ワ ス ル ハ マ ス ク ス ル

会話する＝マスクする

つい忘れがちです。いつも心がけましょう。

会話するとき、マスク忘れていませんか？

- | | |
|--|--|
| ☒ 食事中 | ☒ コーヒーブレイク |
| ☒ 休憩室 | ☒ 更衣室 |
| ☒ 喫煙スペース | |



「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



イベントの開催についての要請【特措法第24条第9項】

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合	100%以内※1	5,000人以下 又は 収容率50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50%以内※2,3		

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。

※2 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。5人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※4 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」(別紙)を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力依頼を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を越える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	・ ①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	・ こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安(人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう)による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと



警戒度レベル ステージ2 以下における

「とちぎ元気回復プログラム」-需要喚起策と感染防止の両立-



需要喚起策

県民一家族一旅行

『“県民一家族一旅行”第2弾を実施』

- ・対象期間：令和3年10月16日～12月31日
- ・販売開始：県内旅行会社 10月16日、予約サイト 10月22日
- ・割引額：旅行代金から最大5千円割引
- ・土産物店等で使える地域限定クーポン(最大2千円)を配付



詳しくは

とちぎ旅ネット

検索

GoToEatキャンペーン

『GoToEatキャンペーン栃木食事券の追加販売』

- ・販売(利用)期間:令和3年11月10日頃～12月15日(予定)
- ・1万2千円分の食事券を1万円で販売(プレミアム率20%)



詳しくは

栃木県 GoToEat

検索

感染防止

ワクチン接種の促進

1回目接種率(R3.10.10時点)

12～19歳:62.80%

20代:61.25% 30代:63.06%

➡ 40代以上と比べて低い

『若者への新型コロナウイルスワクチン接種の促進』

- ・ワクチンに関する正しい情報の発信
- ・若者向けワクチン接種促進キャンペーン(県産品等の贈呈)

詳しくは

栃木県 若者向けワクチン接種促進キャンペーン

検索

“とちまる安心認証”の推奨

とちまる安心認証店(申請中含む):2,786店
県内飲食店の約2割(R3.10.11時点)



『安心して外食を楽しめる環境を作る』

- ・飲食店等の“とちまる安心認証”取得
 - ・県民の“とちまる安心認証店”利用
- を積極的に推奨

詳しくは

とちまる安心認証

検索

※感染状況等により実施の延期や内容を変更することがあります。

第2弾 県民一家族一旅行

1. 割引販売期間

(1) 旅行会社（日帰り旅行を含む） 令和3年10月16日（土）～12月31日（金）まで

(2) 宿泊予約サイト 令和3年10月22日（金）～12月31日（金）まで

※宿泊利用は、令和4年1月1日（土）チェックアウトまで

2. 対象者

県内在住者（利用に際しては、ワクチン2回接種またはPCR検査等の実施を推奨します。）

3. 割引額等

割引の対象とする 旅行代金	宿泊旅行（人泊）		日帰り旅行（人）
	10,000円以上	6,000円～ 10,000円未満	5,000円以上
割引額	5,000円	3,000円	2,000円
地域限定クーポン※	2,000円	2,000円	1,000円

※宿泊者にはチェックイン時に宿泊施設から配付、日帰り旅行者には旅行日当日に旅行会社から配付。

4. 対象となる宿泊施設等

今後、「第2弾 県民一家族一旅行」専用サイトで公表予定



「とちぎ旅ネット」で検索

5. 問合せ先 県民一家族一旅行事務局 028-614-7207 10:00～17:00(土日・祝日を除く)

GoToEatキャンペーン

飲食業等の需要回復のため、「GoToEatキャンペーン栃木食事券」の追加販売を促進していきます。

1. 販売及び利用可能期間

令和3年11月10日頃～12月15日（予定）

※開始日は決定次第公表、終了日は延長となる可能性があります。

2. 販売価格

1冊1万2千円分の食事券を1万円で販売（プレミアム率20%）

3. 利用可能店舗

「加盟店」として登録されている県内店舗

※加盟店はホームページより加盟店検索にてご確認ください。

※詳細は、今後「GoToEatキャンペーン栃木食事券」ホームページで公表される予定です。

なお、実施の可否等は、県内の感染状況やワクチンの接種状況等を総合的に見極めた上での判断となります。



「食事券」に関するお問い合わせ
（購入者向けコールセンター）

（電話番号） 028-341-1647

（受付時間） 10:00～17:00（土日・祝日を除く）

「加盟店」に関するお問い合わせ
（飲食事業者向けコールセンター）

（電話番号） 028-341-2550

（受付時間） 10:00～17:00（土日・祝日を除く）

“とちまる安心認証”の推奨

飲食店の感染対策を県が認証し、その店舗を公表することで、より安心してお店を利用していただく取組です。

認証取得状況

(R3.10.11現在)

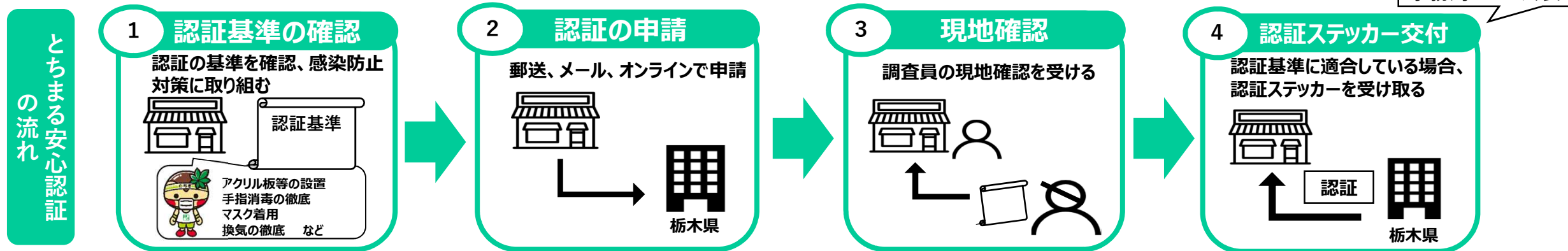
2,786店(申請中含む)(県内飲食店営業許可店舗数の約2割)

認証店になると…

※今後の予定含む

- ・事務局HPで店名等を公表し、県民に積極的な利用を呼びかけます
- ・Go To Eat 対象店舗への新規登録、県民一家族一旅行で配付される地域限定クーポン利用店舗登録には「とちまる安心認証」取得(申請)が必要です
- ・時短要請が出される場合、「とちまる安心認証店」への一部緩和を新型コロナ対策に係る栃木県の基本的対応方針に定めています

飲食店の皆様は「とちまる安心認証」の取得を積極的にご検討ください！
県民の皆様は外食の際は「とちまる安心認証店」を積極的にご利用ください！



お問い合わせ先 とちまる安心認証事務局

URL <https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp> TEL 028-341-9715 (受付時間10時～17時※土日祝日を除く)